

暮らしや仕事で
悩みを
抱えている方へ

生活自立・仕事相談センターが 生活再建のお手伝いをします



生活自立・仕事相談センターでは、「仕事に就く自信が無い」「収入が少なく今後の生活が不安」「金銭管理ができず生活維持が難しい」「人間・家族関係で悩んでいる」など、日々の生活で悩みを抱える方に、さまざまな角度から原因を探り、アドバイスを行い、職業訓練や家計についての相談など、それぞれの方の生活再建に向けた取り組みを行っています。

経験豊富な相談員が、悩みを抱える方に寄り添い、懇切丁寧に一人ひとりの悩みに応じた解決策を考え、生活再建のお手伝いをします。ぜひ、ご利用ください。

あなたの周りに、生活に悩みを抱える方がいたら、生活自立・仕事相談センターのことを伝えてください！



	所在地	相談電話など
中央	中央保健福祉センター (中央区中央4きぼ一内)	☎202-5563 ☎221-3370 ✉soudan-chu@chiba-shakyo.com
稲毛	稲毛保健福祉センター (稲毛区穴川4)	☎207-7070 ☎207-7072 ✉soudan@jigyoudan.com
相談日時	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 市内在住の方であればどなたでも利用できます。 相談費用は無料です。秘密も厳守します。	

問い合わせ 保護課 ☎245-5165 ☎245-5541

相談員から皆さんへ

あなたの悩みに応じた相談員と一緒に問題解決を図ります

- 社会福祉士・ファイナンシャルプランナーなどが、あなたやご家族などが抱える暮らしの悩み(生活、人間関係、金銭問題)の解決を図ります。
- キャリアコンサルタントなどが、相談者個々の適性・能力・経験などに応じた職業選択や能力開発をお手伝いします。
- 来所することができない方などには訪問相談にも応じます。

中央 濱内主任相談員

何が一番望ましい解決方法なのか、常に相談員全員で考えています。また、関係機関に同行するなど、相談者に寄り添いながらサポートするよう心掛けています。一人で悩みを抱え込まずに、ぜひ、ご連絡ください。皆さんの自立へのお手伝いをします。



稲毛 菊地主任相談員

相談者を限定せず、制度のはざまにある方や既存の制度では受け入れられない方を可能な限り受け止め、問題解決に向けて、相談者と一緒に取り組んでいます。訪問相談、電話やEメールなどの相談も可能です。お気軽にご相談ください。



参加者募集

介護支援ボランティア

介護支援ボランティアは、高齢者施設などでボランティア活動を行って得たポイントを、介護保険料などに充てることができる制度です。ご自身の介護予防のためにも、地域貢献・社会参加活動に参加してみませんか。

詳しくは、お問い合わせください。

対象 市内在住の65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、介護支援ボランティア登録研修【下記】の修了者
*すでに研修を修了した方は、申し込み・受講は不要です。

ボランティア活動対象施設 特別養護老人ホームなど

ポイント

取得方法 施設などの職員が、ボランティアの実施状況を確認し、研修修了後に交付する手帳にスタンプを押します。スタンプは1個当たり1ポイント(100円)に換算します。

上限 年間50ポイント



介護支援ボランティア登録研修

日時 6月18日(水)、8月7日(木) 14:00～16:00
会場 市保健所(美浜区幸町1) **定員** 各200人
申込方法 5月30日(金)必着。「介護支援ボランティア登録研修参加」と記載したはがきに、住所、氏名、年齢、電話番号のほか、希望日を明記して、〒260-8722千葉市役所介護保険課へ郵送または直接持参。☎245-5623、✉kaigohoken.HWS@city.chiba.lg.jpも可。多数の場合抽選。

問い合わせ 介護保険課 ☎245-5064 ☎【上記】

費用の一部を助成

介護職員初任者〔旧ホームヘルパー2級〕研修

市では、介護に関わる質の高い人的資源の確保と介護施設などへの人材定着を促進するため、介護職員初任者(旧ホームヘルパー2級)研修の受講に要した費用の一部を助成します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

対象者

- 次の①～③のすべてを満たす方
- ①市内在住で市税の滞納がない方
 - ②申請日前1年以内に介護職員初任者研修またはホームヘルパー2級研修を修了している方
 - ③申請日時点で市内の介護施設などに、就労していない方または就労してから1年を経過していない方

助成要件

申請日以降、3カ月以上市内の介護施設などで介護職として就労すること。なお、申請日前の就労は、期間に含めることができません。

定員

100人(多数の場合抽選)

助成金額

- 次のいずれかの低い額(10円未満切り捨て)
- ・研修に要した受講料などの費用の半額
 - ・5万円



助成までの流れ

【申請】 5月15日(木)必着。申請書に研修のために納入した受講料の領収書などを添付し、〒260-8722千葉市役所介護保険課へ郵送または直接持参。定員に達しない場合12月31日(木)まで受け付けます。

【交付対象者として決定】 市から交付決定通知書を送付します。

【実績報告】 申請日以降、介護施設などで3カ月以上就労した後、実績報告書に就業証明書などの必要書類を添付し、介護保険課へ郵送または直接持参。

*申請書は介護保険課、各保健福祉センター介護保険室で配布。市ホームページからも印刷可。

問い合わせ 介護保険課 ☎245-5064 ☎245-5623

児童虐待を防ぎましょう!

気づいたら 支えて 知らせて 見守って

子育てには、知らないうちに虐待が伴ってしまうことがあります。虐待から子どもたちを守るため地域に住む私たちの気付きが大切です。

私たち一人ひとりにできることは…?

- 子育てに悩んでいたら、身近な人に相談してみましょう。
- 子育てに悩んでいる人を見掛けたら、「どうしたの?」と優しく声を掛けてください。
- 「虐待かな?」と思ったら、児童相談所に相談(連絡)してください(相談者の秘密は守られます)。

問い合わせ・相談先 児童相談所(美浜区高浜3)
☎277-8880 ☎278-4371